

主食用米の販売動向(米穀卸売業界調査)

[調査の概要]

全国米穀販売事業共済協同組合が、米穀の販売・需要動向を多角的に把握することを目的として、同組合会員企業を対象に実施。
四半期ごとに継続的に調査。

○ アンケート回答数 65組合員

1. 現在(令和4年6月)の米販売量(前年同月との比較)

集計結果	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
	100.0%	15.4%	29.2%	12.3%	21.5%	21.5%

<仕向先別>

(小売店向け)	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
大手スーパー	100.0%	9.1%	18.2%	27.3%	20.5%	25.0%
中小スーパー	100.0%	6.9%	13.8%	34.5%	27.6%	17.2%
米穀専門店	100.0%	3.5%	12.3%	26.3%	31.6%	26.3%
その他	100.0%	16.3%	18.4%	28.6%	18.4%	18.4%

(外食産業向け)	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
外食向け	100.0%	8.8%	45.6%	26.3%	14.0%	5.3%
中食向け	100.0%	6.6%	26.2%	49.2%	14.8%	3.3%
給食向け	100.0%	0.0%	8.2%	80.3%	6.6%	4.9%

2. 米販売の動き:過去3ヶ月前との比較 / 3ヶ月後の見通し

(1) 過去3ヶ月前(令和4年3月)と比較した令和4年6月の動き

合計	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪くなっている	悪くなっている	DI値
100.0%	9.2%	32.3%	20.0%	30.8%	7.7%	51.2

(参考) 前回調査 令和3年12月と比較した令和4年3月の動き

100.0%	8.2%	19.7%	36.1%	18.0%	18.0%	45.5
--------	------	-------	-------	-------	-------	------

(2) 令和4年6月から3ヶ月後(令和4年9月頃)の見通し

合計	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪くなっている	悪くなっている	DI値
100.0%	1.5%	33.8%	38.5%	23.1%	3.1%	51.9

(参考) 前回調査 令和4年3月から3ヶ月後(令和4年6月頃)の見通し

100.0%	1.6%	39.3%	49.2%	8.2%	1.6%	57.8
--------	------	-------	-------	------	------	------

* 1. 赤字は、最頻値及びDI値。
2. DI(diffusion index)の算出方法:内閣府で発表している「景気ウォッチャー調査」方式を採用した。具体的には、5つの回答選択肢に均等に0~1の評価点を与え、各回答の構成比に対応するそれぞれの評価点を乗じ、それらの合計を指数(%ポイント)としてDI値を算出。それが50の場合は横ばい(現状維持)を示す。0に近づくほど販売が低迷傾向にあることを示し、逆に100に近づくほど販売が好調傾向であることを示す。

(算出例)	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる
評価点 A	1	0.75	0.5	0.25	0
結果(構成比) B	17.8	20.0	20.0	22.2	20.0
各DI値 C=A×B	17.8	15	10	5.6	0
DI値(合計)	48.4→米販売の動きはほんの少し低迷傾向				

(参考) 茶わん1杯のお米の値段

○ ご飯は経済的な食べ物

○ 茶わん1杯のごはんを炊く前のお米(精米)の重さは **65g** くらいです。5kgの精米は約77杯になりますので、1,838円(小売価格の平均)のお米を買ってごはんを炊いた場合、1杯当たりのお米の値段は **約24円** となります。※



※ 茶わん1杯のごはんは、精米65g使用、5kg当たり1,838円(POSデータによるコメの平均小売価格(令和4年5月))で算出。



=

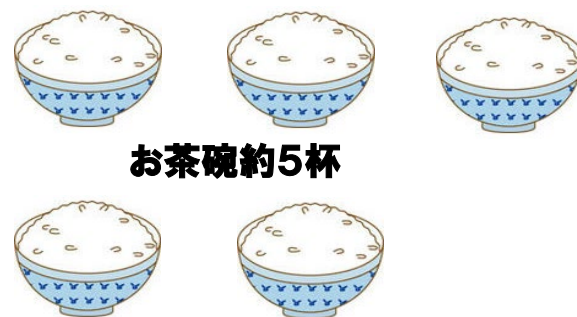


お茶碗約4杯

ミネラルウォーター(2リットル)101円



=



お茶碗約5杯

缶コーヒー 130円

出展：ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査(主要品目の東京都区部小売価格)」による2021年平均価格
缶コーヒーは、街中の自動販売機等で販売されている一般的な価格

販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農業経営体数（平成22～令和3年）

- 都道府県全体では、一貫して農業経営体数は減少（平成22年 1,169千戸→令和3年 654千戸）。
- 北海道では10ha以上作付している農業経営体が4割を占め、全体に占める割合も増加（平成22年 23.4%→令和3年 40.0%）。都府県では1ha未満農業経営体数が約2/3を占めるものの、5ha以上作付している農業経営体の数・割合が増加しており（平成22年 28千戸（2.4%）→令和3年 42千戸（6.5%））、大規模農家の割合は増加傾向にある。

	北海道					都府県					
	計	3ha未満	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha以上	計	1ha未満	1ha～2ha	2ha～3ha	3ha～5ha	5ha以上
平成22年	16	4	3	5	4	1,153	845	190	54	36	28
	(100.0)	(26.4)	(17.3)	(32.9)	(23.4)	(100.0)	(73.3)	(16.5)	(4.7)	(3.1)	(2.4)
平成23年	15	4	3	5	4	1,106	809	186	49	33	30
	(100.0)	(26.8)	(18.3)	(31.4)	(23.5)	(100.0)	(73.1)	(16.8)	(4.4)	(3.0)	(2.7)
平成24年	15	4	3	5	4	1,056	769	175	48	34	30
	(100.0)	(24.3)	(18.2)	(31.8)	(25.7)	(100.0)	(72.8)	(16.6)	(4.6)	(3.2)	(2.9)
平成25年	14	3	3	4	4	1,027	738	172	50	35	33
	(100.0)	(24.3)	(18.6)	(31.4)	(25.7)	(100.0)	(71.8)	(16.7)	(4.9)	(3.4)	(3.2)
平成26年	14	3	3	4	4	997	707	171	51	34	35
	(100.0)	(23.2)	(18.1)	(31.9)	(26.8)	(100.0)	(70.9)	(17.1)	(5.1)	(3.4)	(3.5)
平成27年	13	3	2	4	4	939	660	159	50	36	35
	(100.0)	(23.1)	(15.6)	(31.4)	(29.9)	(100.0)	(70.3)	(16.9)	(5.3)	(3.8)	(3.7)
平成28年	13	3	2	4	4	876	599	153	51	34	39
	(100.0)	(23.4)	(16.4)	(27.3)	(32.8)	(100.0)	(68.4)	(17.5)	(5.8)	(3.9)	(4.4)
平成29年	13	3	2	4	4	821	556	144	47	34	41
	(100.0)	(22.2)	(13.5)	(31.7)	(32.5)	(100.0)	(67.7)	(17.5)	(5.7)	(4.2)	(5.0)
平成30年	13	3	2	4	4	793	531	141	46	34	42
	(100.0)	(23.4)	(14.8)	(28.9)	(32.8)	(100.0)	(66.9)	(17.8)	(5.8)	(4.3)	(5.3)
平成31年 (令和元年)	12	3	2	4	4	766	507	138	44	34	43
	(100.0)	(22.0)	(14.6)	(28.5)	(34.1)	(100.0)	(66.1)	(18.0)	(5.8)	(4.5)	(5.6)
令和2年	11	2	2	3	4	703	449	131	45	35	43
	(100.0)	(19.6)	(14.2)	(29.3)	(37.0)	(100.0)	(63.9)	(18.7)	(6.5)	(4.9)	(6.0)
令和3年	10	2	1	3	4	644	410	121	41	31	42
	(100.0)	(19.0)	(14.0)	(26.0)	(40.0)	(100.0)	(63.6)	(18.7)	(6.3)	(4.8)	(6.5)

注：平成22、27、令和2年は、「農林業センサス」、その他の年は、「農業構造動態調査」の調査結果に基づくもの。

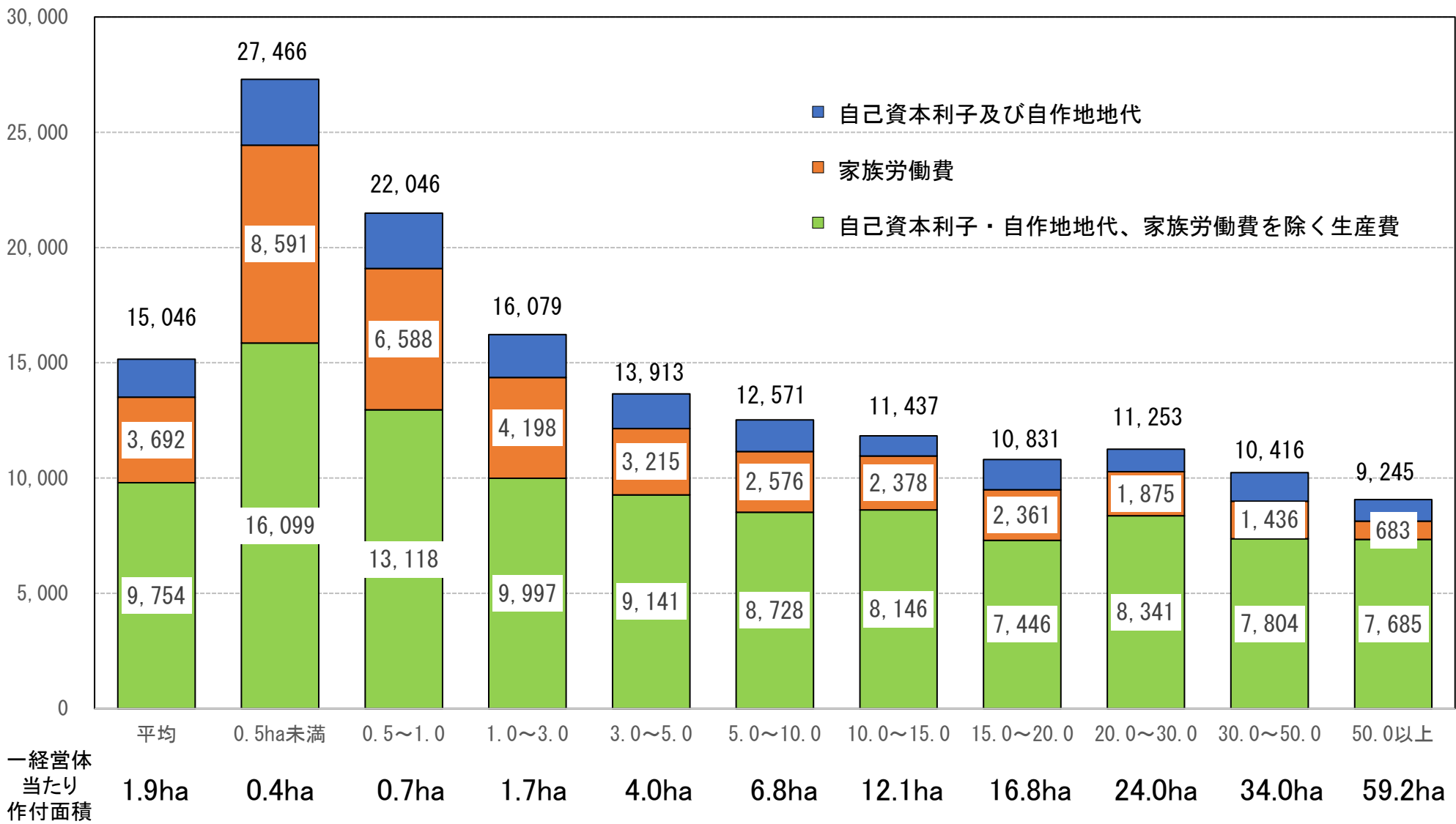
（農林業センサスは全数調査であるが、農業構造動態調査は標本調査である。）

ラウンドの関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

上段（農業経営体数）：千戸
下段（割合）：%

米の作付規模別60kg当たり生産費（令和2年産）

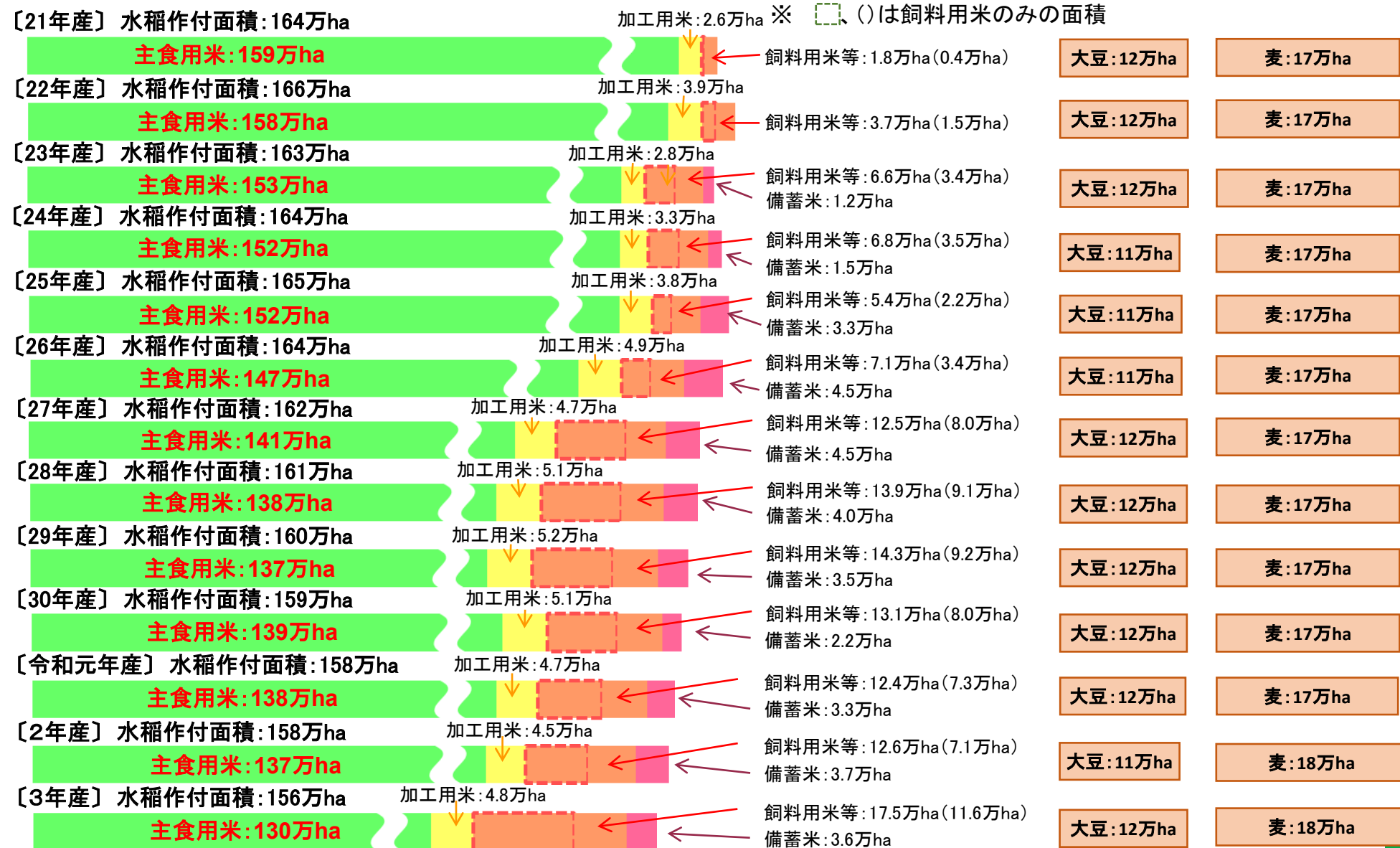
(円/60kg)



出典：令和2年産農産物生産費

水田の利用状況の推移

○ 主食用米の需要が毎年減少する中で、麦、大豆等の需要のある作物への作付転換を進めている。



※ 水稻、麦、大豆:「耕地及び作付面積統計」、主食用米:「作物統計」、加工用米、飼料用米等(飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米等):「新規需要米の取組計画認定状況」、備蓄米:穀物課調べ

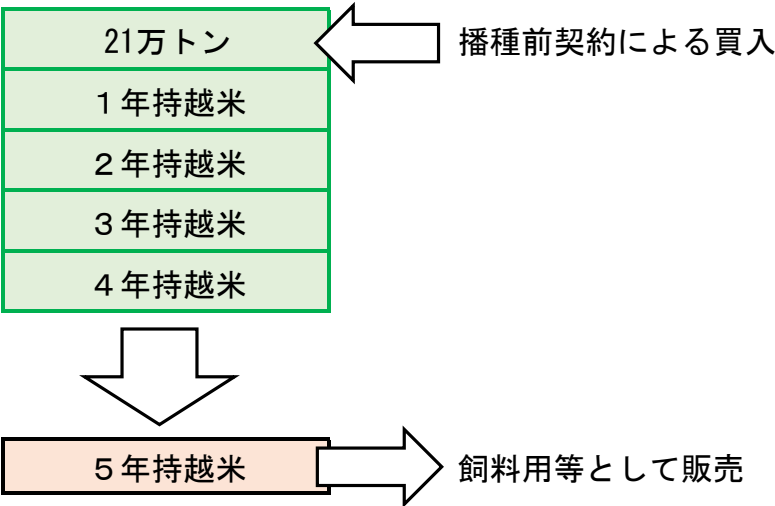
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン（※）程度買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度としてきたが、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が平成30年12月30日に発効となったことから、今後は「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度となる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則21万トン程度 × 5年間程度 → 100万トン程度

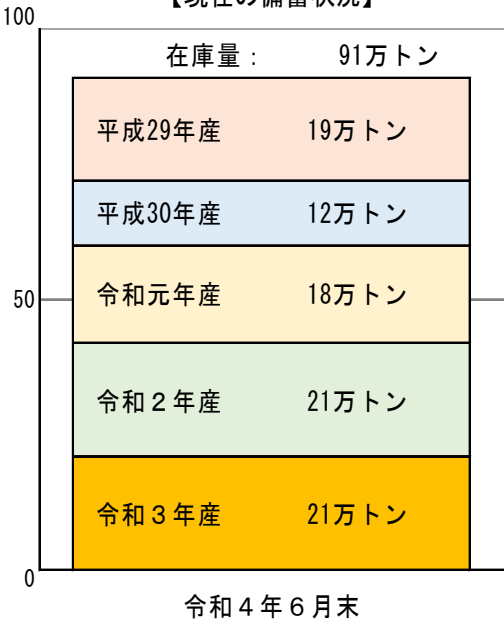


政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成29年産	19万トン
平成30年産	12万トン
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	21万トン（予定）

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

政府備蓄米の無償交付(子ども食堂等、子ども宅食への支援)【令和4年度】

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、学校給食の補完機能を果たす「子ども食堂等」に加え、子ども食堂に集まりにくい中で、子育て家庭に食材を届ける「子ども宅食」の取組が拡大しています。
- 従前より政府備蓄米を活用して、学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂等や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援します。

事業内容

【子ども食堂等】

- ごはん食を提供する子ども食堂等（食事提供団体）の取組に交付。
- 食事提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことが条件。（食事提供団体ごとに、一申請当たり120Kgを上限に交付）

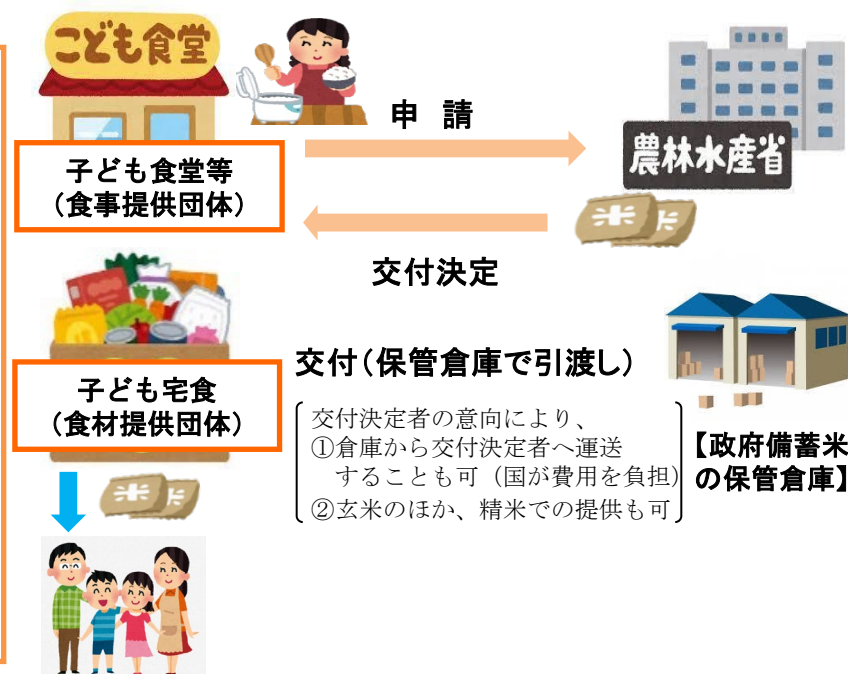
【子ども宅食】

- 食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体（食材提供団体）に交付。
- ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うことが条件。（食材提供団体ごとに、一申請当たり450Kgを上限に交付）
- 交付対象者 ※以下の要件を満たした団体
 - ・「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」
 - ・「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」

申請方法

- 農林水産省に直接申請。

- ※ 依頼を受けた団体が交付申請書を取りまとめて提出することも可能。（交付申請者は、食事提供団体、食材提供団体です。）
- ※ 交付された政府備蓄米について、交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請が可能。
- ※ 同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合、それぞれの支部単位での申請が可能。



本事業の内容については、以下まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農産局穀物課消費流通第1班
(ダイヤルイン：03-3502-7950)

申請様式など、詳しくはこちら

